

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会

設立総会・第1回総会



行こう。それぞれの頂へ。



長野県 PR キャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

日時 令和6年8月27日（火）午前10時

会場 佐久市佐久平交流センター2階 第5会議室

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会

佐久市準備委員会 設立総会・第 1 回総会 目次

◆設立総会

○次第	2
-----	---

○説明事項

・第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会の概要	3
・第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催準備経過	7
・第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会開催に向けた予定スケジュール	9

○議題

・第 1 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 佐久市準備委員会 設立趣意書（案）	10
・第 2 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 佐久市準備委員会 会則（案）	11
・第 3 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 佐久市準備委員会 役員・委員等（案）	16

◆第 1 回総会

○次第	20
-----	----

○議題

・第 1 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 佐久市開催基本方針（案）	21
・第 2 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 佐久市準備委員会 令和 6 年度事業計画（案）	22
・第 3 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 佐久市準備委員会 令和 6 年度収支予算（案）	23
・第 4 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 佐久市準備委員会 総会から常任委員会への委任事項（案）	24

○報告事項

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 佐久市準備委員会事務局規程について	25
---	----

設立総会

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 設立総会 次第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 説明事項

- (1) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会の概要
- (2) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催
準備経過
- (3) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会開催に
向けたスケジュール

4 仮議長選出

5 議 事

第 1 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 設立趣意書（案）

第 2 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 会則（案）

第 3 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 委員・役員等（案）

6 その他

7 閉 会

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会の概要

1 大会概要

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として、毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会（全障スポ）は、障がいのある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。

※国民体育大会は、令和 6 年に佐賀県で開催される第 78 回大会以降、「国民スポーツ大会」に名称変更され、略称も国体から国スポ（こくすぽ）となります。

2 主催

国民スポーツ大会の主催者は、(公財) 日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地都道府県（各競技会については、(公財) 日本スポーツ協会加盟競技団体等及び会場地市町村を含む）となります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、(公財) 日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、市町村及びその他関係団体となります。

3 開催時期・期間（予定）

国民スポーツ大会（開催基準要項）

開催時期：令和 10 年 9 月中旬～10 月中旬 開催期間：11 日間以内

全国障害者スポーツ大会（開催基準要項）

開催時期：原則として国スポ実施の直後

開催期間：3 日間

※会期については令和 7 年（大会開催 3 年前）に決定予定

4 愛称・スローガン

○愛称

信州やまなみ国スポ・全障スポ

日本の屋根と呼ばれ、多くの美しい山々を有する長野県。大会に関わるすべての人が、信州の山脈のようにつらなり、手を取り合い、未来へつながる大会を目指します。

○スローガン

行こう。それぞれの頂へ。

頂点を目指すだけが大会の意味ではなく、それぞれにそれぞれが想うゴールがあります。選手や観戦する人、ボランティアなど、大会に関わるすべての人が、自分の想い描く頂（いただき）を目指す様子をイメージしています。

5 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

（1）正式競技（計 40 競技）

ア 本大会：36 競技（毎年実施）、1 競技（隔年実施）

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング	ホッケー
ボクシング	バレーボール	体操
バスケットボール	レスリング	セーリング
ウェイトリフティング	ハンドボール	自転車
ソフトテニス	卓球	軟式野球
相撲	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	クレー射撃
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン
なぎなた（隔年）		

※隔年実施の「馬術」は令和 10 年の長野県大会では実施なし

イ 冬季大会：3 競技（毎年実施）

スキー	スケート	アイスホッケー
-----	------	---------

（2）公開競技：8 競技（都道府県対抗の得点対象外）

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	バウンドテニス	エアロビック
スポーツチャンバラ	ダンススポーツ	

（3）特別競技：1 競技（都道府県対抗の得点対象外）

高等学校野球

（4）デモンストレーションスポーツ（都道府県対抗の得点対象外）

マレットゴルフ	少林寺拳法	スポーツウエルネス吹矢
チャレンジフェスティバル	スマートフェンシング	森林セラピー

【全国障害者スポーツ大会】

(1) 正式競技（計 14 競技）

ア 個人競技

陸上競技	水泳	アーチェリー
卓球	フライングディスク	ボウリング
ボッチャ		

イ 団体競技

バスケットボール	車いすバスケットボール	ソフトボール
グラウンドソフトボール	フットソフトボール	バレーボール
サッカー		

(2) オープン競技

広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められる競技で、大会ごと種目が決定される。

6 佐久市実施予定競技

(1) 国民スポーツ大会

ア 正式競技

	競技名	種 別	開催予定施設
1	軟式野球	成年男子	佐久総合運動公園野球場
2	柔道	成年男子 少年男子 女子	長野県立武道館
3	アーチェリー	全種別	佐久総合運動公園陸上競技場
4	空手道	全種別	長野県立武道館

※ 1 軟式野球は、松本市、上田市、諏訪市、茅野市の 5 市共催

イ 公開競技

	競技名	種 別	開催予定施設
1	武術太極拳	全種別	長野県立武道館

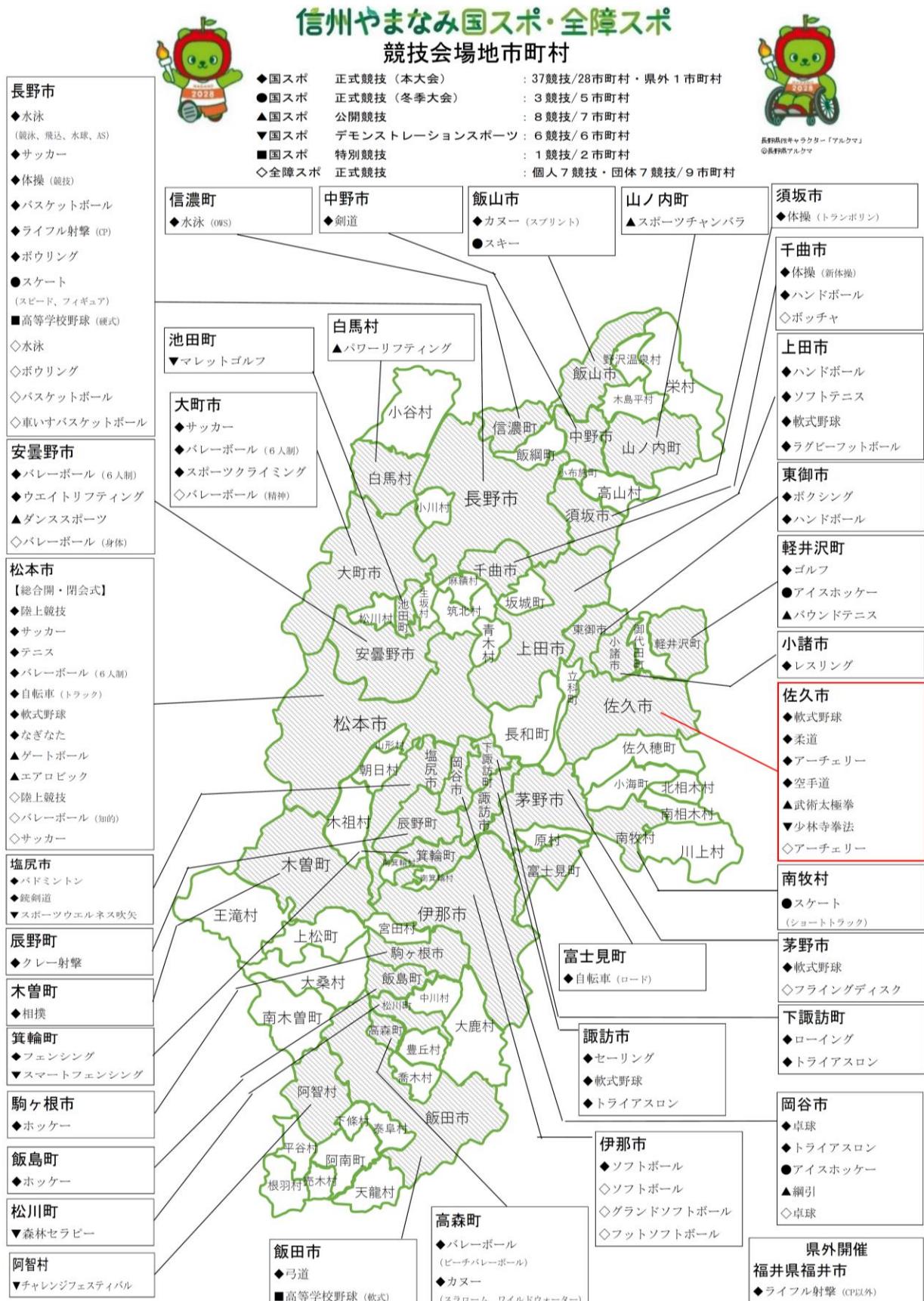
ウ デモンストレーションスポーツ

	競技名	開催予定施設
1	少林寺拳法	長野県立武道館

(2) 全国障害者スポーツ大会

	競技名	種 別	開催予定施設
1	アーチェリー	身体障がい	佐久総合運動公園陸上競技場

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 競技会場地市町村について



※長野県準備委員会から提供

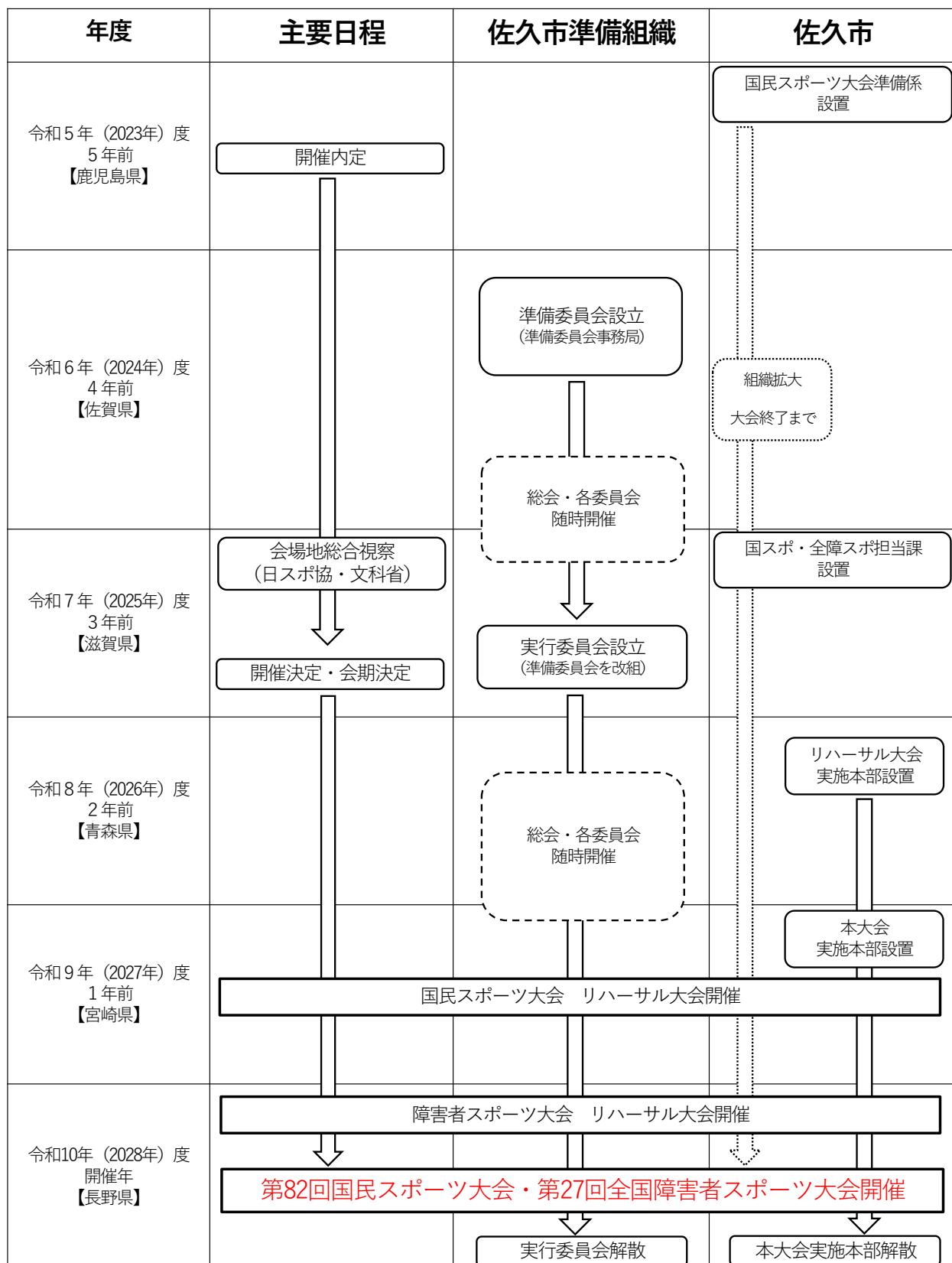
第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催準備経過

は市関係分

年度	月	内容
平成 29 年度	5	知事、県教育長、(公財) 県体育協会専務理事、(公財) 県障がい者スポーツ協会常務理事が文部科学大臣あてに、第 82 回国民体育大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出
	7	(公財) 日本体育協会理事会において、2027 年の第 82 回国民体育大会の開催地として長野県が内々定
	12	第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催
平成 30 年度	9	第 82 回国民体育大会【正式競技】のアーチェリー（全種別）開催に伴う内諾書の提出（アーチェリーは正式競技開催地において、障害者スポーツ大会も開催となる）
	10	第 82 回国民体育大会【正式競技】の柔道（全種別）、空手道（全種別）開催に伴う内諾書の提出
	11	第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会第 2 回常任委員会において、アーチェリー（全種別）の佐久市開催が内定（会場地市町村第 1 次選定）
令和元年度	7	第 82 回国民体育大会【正式競技】の軟式野球（成年男子）開催に伴う内諾書の提出
		第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会第 3 回常任委員会において、軟式野球（成年男子）、柔道（全種別）、空手道（全種別）の佐久市開催が内定（会場地市町村第 2 次選定）
令和 2 年度	6	(公財) 日本スポーツ協会、(公財) 日本障がい者スポーツ協会、文部科学省・スポーツ庁、鹿児島県の 4 者が、令和 2 年の大会開催延期に合意
	10	日本スポーツ協会国体委員会で長野県国体の 1 年延期が決定
令和 4 年度	8	中央競技団体正規視察（アーチェリー）
	10	中央競技団体正規視察（柔道）
	11	中央競技団体正規視察（空手道、軟式野球）
	1	スポーツ基本法の一部を改正する法律が施行され、令和 6 年の第 78 回佐賀県大会から「国民スポーツ大会」に名称変更
令和 5 年度	5	第 82 回国民スポーツ大会【公開競技】の武術太極拳（全種別）開催に伴う内諾書の提出
	6	第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会第 10 回常任委員会において、武術太極拳（全種別）の佐久市開催が内定（会場地市町村第 1 次選定）

令和5年度	7	(公財)日本スポーツ協会の理事会において、令和10年の第82回国民スポーツ大会の開催地として長野県が内定(第82回国民スポーツ大会の内定により、第27回全国障害者スポーツ大会の開催地としても内定)
	8	第82回国民スポーツ大会【デモンストレーションスポーツ】の少林寺拳法開催に伴う開催希望申請書の提出
	2	第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会第11回常任委員会において、少林寺拳法の佐久市開催が内定(会場地市町村第1次選定)
令和6年度	8	第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会設立総会・第1回総会を開催

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の
開催に向けた予定スケジュール



第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 佐久市準備委員会 設立趣意書（案）

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。長野県においては、昭和53年（1978年）に、第33回「やまびこ国体」が開催されました。佐久市では「柔道」の会場地として、全国のトップ選手による熱戦が繰り広げられ、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、佐久市のスポーツ文化に大きな影響を与えました。

また、全国障害者スポーツ大会は、障がいのある選手が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として開催されます。

佐久市においても、みんなで支え合い、認め合う、誰もが安心して暮らせるまちを目指す中、障がい者が個々の状態に応じて、日常的にスポーツに親しみ、気軽に参加できる環境づくりが求められています。

このような中、長野県、そして佐久市において第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会が開催されることは、スポーツを通じた市民の健康増進や生きがいづくりに寄与し、本市の目指す将来都市像である「快適健康都市 佐久」につながる極めて重要な機会となります。

さらに、本大会を、交通アクセスの良さや晴天率の高さなどの本市の強みを生かして開催することで、豊かな自然、歴史、文化、食など、佐久の魅力を全国に発信し、交流人口・関係人口を創出し、地域活性化を図る絶好の機会でもあります。

このような意義ある大会を成功に導くため、市民や関係団体、行政などが協力・連携して「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会」を設立し、佐久市民の総力を結集して目的を達成しようとするものです。

令和6年8月27日

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 佐久市準備委員会 会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会において、佐久市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 佐久市を代表する者
- (2) 佐久市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 準備委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

（役員の選任）

第6条 会長は、佐久市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
- (総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
- (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局 (事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計 (経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散 (解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、佐久市に帰属するものとする。

第8章 補則 (委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

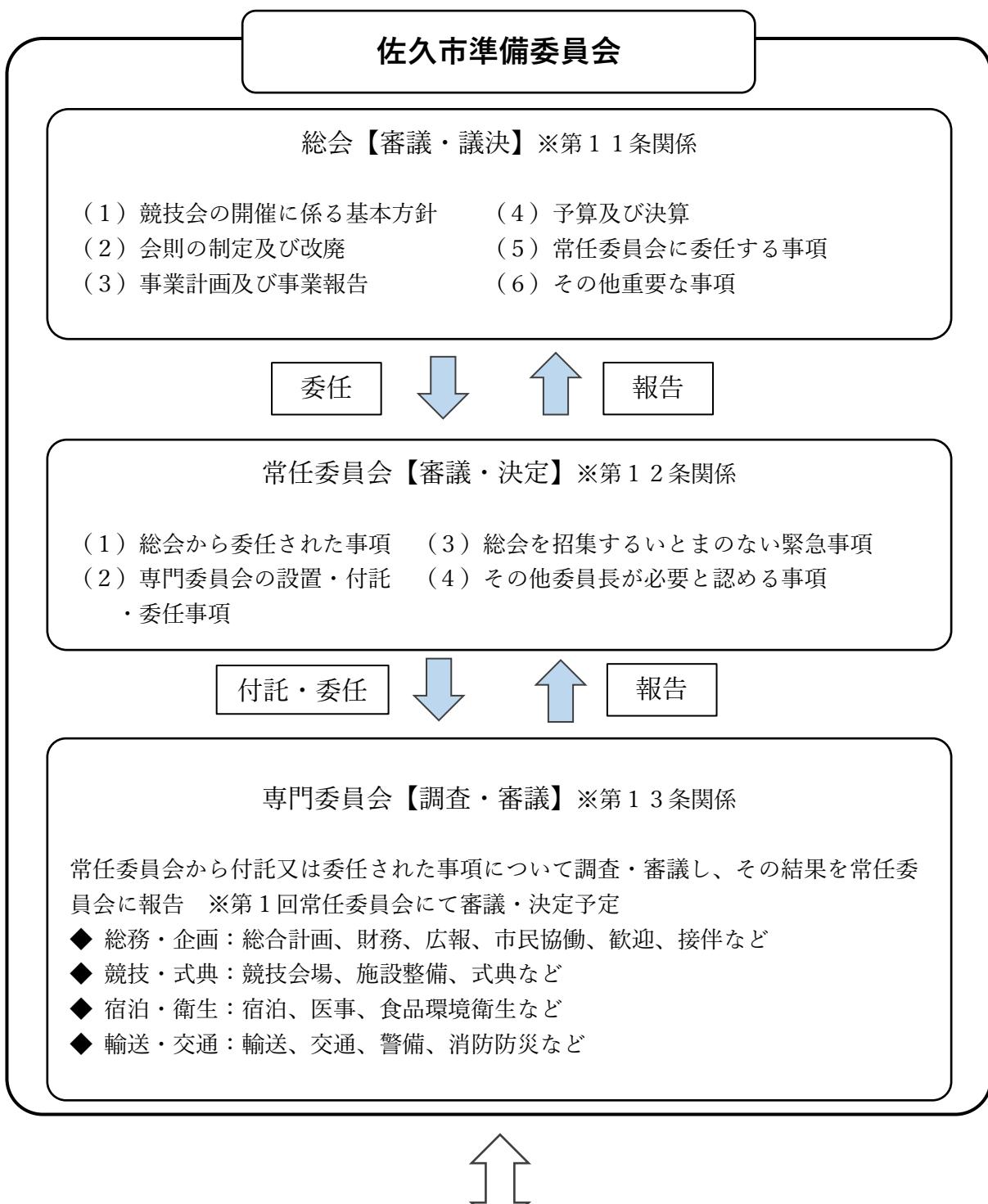
(施行期日)

1 この会則は、令和6年8月27日から施行する。

(経過措置)

2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和7年3月31日までとする。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 組織イメージ図



市準備委員会事務局
佐久市教育委員会事務局 スポーツ課内

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会役員・委員等（案）

【会長 1名】

(順不同・敬称略)

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
1	市関係	佐久市	市長	柳田 清二

【副会長 4名】

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
2	市議会関係	佐久市議会	議長	江本 信彦
3	スポーツ・競技関係	特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会	会長	伊坂 倉一
4	市関係	佐久市	副市長	畠山 啓二
5	市教育委員会関係	佐久市教育委員会	教育長	吉岡 道明

【常任委員 31名】

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
6	市議会関係	佐久市議会	副議長	三石 義文
7		佐久市議会総務文教委員会	委員長	小林 歳春
8		佐久市議会経済建設委員会	委員長	清水 秀三郎
9		佐久市議会社会委員会	委員長	高柳 博行
10		佐久市議会予算決算委員会	委員長	土屋 啓子
11		佐久市議会スポーツ振興議員連盟	会長	小林 貴幸
12	行政関係	佐久警察署	署長	布施谷 昌
13	学校関係	佐久市校長会	理事長	塚田 直道
14		佐久地区高等学校校長会	長野県佐久平総合技術高等学校校長	上原 一善
15	スポーツ・競技関係	長野県柔道連盟	副会長	勝見 藤一
16		長野県空手道連盟	会長	根橋 寛
17		長野県野球協会	会長	赤尾 正雄
18		長野県軟式野球連盟	会長	赤尾 正雄
19		長野県アーチェリー協会	会長	村上 正之
20		佐久市スポーツ推進審議会	会長	—
21		佐久市スポーツ推進委員会	会長	大塚 寛美
22	産業・経済関係	佐久商工会議所	会頭	中川 正人
23		佐久物産振興会	会長	阿部 博隆
24	宿泊・観光関係	佐久市観光協会	会長	春原 晃夫
25		佐久市ホテル旅館組合	組合長	清水 秀三郎
26		佐久浅間農業協同組合	代表理事組合長	高柳 利道
27	輸送・交通関係	公益社団法人長野県バス協会	東信エリア代表	白鳥 明
28		一般社団法人長野県タクシー協会佐久支部	支部長	両川 博之
29	医療関係	佐久医師会	会長	雨宮 雷太

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
30	社会団体関係	佐久市区長会	会長	柳澤 本樹
31		社会福祉法人佐久市社会福祉協議会	会長	小林 光男
32	市関係	佐久市総務部	部長	重田 善行
33		佐久市企画部	部長	東城 洋
34		佐久市福祉部	部長	遠藤 修
35		佐久市経済部	部長	中澤 幸二
36		佐久市教育委員会事務局社会教育部	部長	工藤 隆雄

【監事 2名】

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
37	市関係等	佐久商工会議所	専務理事	上原 卓
38	市関係	佐久市会計局	会計管理者	永岡 正善

【委員 40名】

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
39	行政関係	長野県佐久地域振興局	局長	原 啓明
40		長野県佐久保健福祉事務所	所長	小林 良清
41		長野県佐久建設事務所	参事兼所長	大瀬木 弘
42	スポーツ・競技関係	佐久市スポーツ少年団	本部長	井上 順喜
43		佐久市空手協会	理事長	油井 周二
44		佐久柔道連盟	会長	吉澤 和彦
45		佐久市柔道協会	会長	内藤 守春
46		佐久地区野球協会	会長	春山 也寸志
47		長野県軟式野球連盟佐久市支部	支部長	渡辺 安弘
48		岸野スポーツクラブ	会長	土屋 岳
49		特定非営利活動法人もちづき総合型クラブ	理事長	篠原 一郎
50	学校関係	学校法人佐久学園佐久大学	学長	坂江 千寿子
51		長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院看護専門学校	校長	渡辺 仁
52		佐久市建設業協会	会長	矢野 健太郎
53	産業・経済関係	一般社団法人佐久市振興公社	事務局長	広瀬 泰昭
54		臼田町商工会	会長	鈴木 誠
55		浅科商工会	会長	重田 元一
56		佐久市望月商工会	会長	高村 欣一
57		佐久食品衛生協会	会長	町田 公一
58	宿泊・観光	佐久市食生活改善推進協議会	会長	土屋 やよい
59	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社長野支社 小海線統括センター	所長	中村 麻紀
60		東日本旅客鉄道株式会社佐久平駅	駅長	林 広章

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
61	警備・消防関係	佐久交通安全協会	会長	池田 章
62		川西交通安全協会	会長	金井 賢吾
63		南佐久交通安全協会	会長	—
64		佐久消防署	署長	堀田 正志
65		佐久市消防団	団長	沖田 修一
66	社会団体関係	佐久市P T A連合会	会長	佐々木 将臣
67		公益社団法人佐久青年会議所	理事長	星野 仁
68		佐久市身体障害者福祉協会	会長	小林 壽夫
69		佐久市手をつなぐ育成会	会長	山口 知則
70	市関係	佐久市市民健康部	部長	武者 新一
71		佐久市環境部	部長	木内 雅弘
72		佐久市建設部	部長	小池 誠
73		佐久市議会事務局	局長	丸山 善範
74		佐久市教育委員会事務局学校教育部	部長	佐々木 和弘
75		国保浅間総合病院	事務長	角谷 秀敏
76		臼田支所	支所長	平林 照義
77		浅科支所	支所長	村井 聰
78		望月支所	支所長	春山 也寸志

【顧問 12名】

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
79	長野県議会 関係	長野県議会（佐久市・北佐久郡選挙区選出）	議員	小山 仁志
80		長野県議会（佐久市・北佐久郡選挙区選出）	議員	花岡 賢一
81		長野県議会（佐久市・北佐久郡選挙区選出）	議員	藤岡 義英
82		長野県議会（佐久市・北佐久郡選挙区選出）	議員	大井 岳夫
83	市議会関係	佐久市議会総務文教委員会	副委員長	城田 領
84		佐久市議会経済建設委員会	副委員長	小林 英朗
85		佐久市議会社会委員会	副委員長	渡辺 康徳
86		佐久市議会予算決算委員会	副委員長	木内 義春
87	市教育委員会 関係	佐久市教育委員	教育長職務代理者	井出 忠臣
88		佐久市教育委員	委員	小林 尚美
89		佐久市教育委員	委員	宇都宮 通孝
90		佐久市教育委員	委員	松井 聖

【参与 4名】

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
91	報道関係	信濃毎日新聞株式会社佐久支社	支社長	矢嶋 正幸
92		小諸新聞社（佐久市民新聞）	代表取締役	清水 秀臣
93		佐久ケーブルビジョン株式会社	代表取締役社長	村瀬 一美
94		株式会社エフエムさくだいら	代表取締役	藤巻 一敏

合計 94名

第 1 回 総会

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 第 1 回総会 次第

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

第 1 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市開催基本方針（案）

第 2 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 令和 6 年度事業計画（案）

第 3 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 令和 6 年度収支予算（案）

第 4 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 総会から常任委員会への委任事項（案）

(2) 報告事項

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会事務局規定について

3 その他

4 閉 会

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 佐久市開催基本方針（案）

1 基本方針

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の開催により、国内トップレベルのアスリートの魅力に触ることは、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた市民の健康増進や生きがいづくりに寄与し、本市の目指す将来都市像である「快適健康都市 佐久」を実現するため極めて重要な機会となります。

また、大会の開催を佐久市の魅力を全国に発信する絶好の機会として捉え、市民一丸となった取り組みにより連帯感を高め、地域活性化や共に支え合う社会の実現に寄与する大会を目指します。

2 実施目標

（1）競技スポーツの推進につながる大会

トップアスリートのプレーに触れ、競技スポーツへの関心を高めることにより、競技人口の増加、競技力の向上をはじめ、指導者や次世代の育成など将来にわたる競技スポーツの推進につながる大会を目指します。

（2）生涯にわたりスポーツに親しむ環境をつくる大会

大会を通じて、市民のスポーツや生きがいづくりに対する意欲や関心を高め、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しみ、心身の健康づくりのための生涯スポーツに触れる環境をつくる大会を目指します。

（3）佐久市の魅力を発信する大会

本市の持つ歴史、文化、自然、食などを生かし、市民の心をひとつにしたおもてなしでお迎えすることで、本市の魅力を全国に発信し地域の活性化につながる大会を目指します。

（4）共に支え合う社会づくりに貢献する大会

市民が「する」、「みる」、「ささえる」といった、それぞれの立場で大会に関わることにより、関係者が様々な関わり持ち、結びつきを強め、誰もが互いに尊重し支え合う社会づくりに貢献する大会を目指します。

第 2 号議案

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 令和 6 年度事業計画（案）

1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

2 開催準備業務の推進

- (1) 広報・啓発活動等の推進
- (2) 各種調査への対応
- (3) その他開催準備に係る事項の推進

3 関係機関及び関係団体等との連絡調整

- (1) 県国spo・全障spo準備課との連絡調整（各種調査を含む）
- (2) 県準備委員会との連絡調整
- (3) 県競技団体及び共催市との連絡調整
 - ・軟式野球：松本市、諏訪市、上田市、茅野市
- (4) その他、関係機関・団体等との連絡調整

4 先催地の開催準備に係る調査研究

- (1) 第 78 回国民スポーツ大会（S A G A 2024 国spo・全障spo）の視察
- (2) 先催地の開催準備状況の情報収集及び調査研究等

第3号議案

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 令和6年度収支予算（案）

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	説 明
負担金	520,000	佐久市負担金
諸収入	0	預金利息等
合 計	520,000	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	説 明
総務費	120,000	
事務局費	120,000	消耗品費、通信運搬費、手数料等
開催推進費	400,000	
調査費	300,000	先催県調査交通費等
広報啓発費	100,000	広報周知等
合 計	520,000	

第4号議案

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 総会から常任委員会への委任事項（案）

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会会則
第11条第4項第5号の規定に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場、競技運営及び式典に関すること。
- 3 宿泊、医事及び衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

報告事項

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 佐久市準備委員会事務局規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会会則（案）（以下「会則」という。）第 15 条第 2 項の規定に基づき、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会（以下「準備委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

21

第 2 章 事務局

(事務局)

第 2 条 事務局は、佐久市教育委員会社会教育部スポーツ課に置く。
(所掌事務)

第 3 条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 準備委員会の組織、人事、服務等に関すること。
- (2) 総会、常任委員会及び専門委員会の開催運営に関すること。
- (3) 本会の事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 本会の予算、決算及び監査に関すること。
- (5) その他本会の運営に関し必要な事項に関すること。

(職員)

第 4 条 事務局に別表第 1 の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる佐久市職員をもって充てる。

2 前項の職員のほか、必要に応じ事務局に会計年度任用職員等を置くことができる。

3 前 2 項の職員は、準備委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。
(職務)

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局主任は、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故があるとき又は事務局次長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。
(服務)

第 6 条 職員の服務については、佐久市職員服務規程（平成 17 年佐久市訓令第 10 号）の例による。

第3章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 準備委員会の委員及び役員（以下「委員等」という。）の委嘱に関すること。
- (4) 準備委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、別表第2のとおりとする。なお、工事その他の予算執行に係る事項については、佐久市事務処理規則（平成17年佐久市規則第7号）を準用し、副市長及び部長の区分は事務局長、課長の区分は事務局次長の専決事項とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に異例と認められる事項については、あらかじめ会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、別表第3のとおり会長があらかじめ指名した副会長が代決する。

- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。
- 3 事務局次長が不在のときは、事務局主任がその事務を代決する。

第4章 文書の取扱い

(文書の記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 文書の記号は、「佐国ス委」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(文書)

第11条 文書の取扱いについては、佐久市文書取扱規程（平成17年佐久市訓令第2号）の例による。

- 2 会則第19条の規定により、準備委員会が解散したときは、保存文書を佐久市へ引き継ぐものとする。

第5章 公印

(公印)

第12条 準備委員会の公印は、別表第4のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局次長が管理する。
- 3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、佐久市公印規則（平成17

年佐久市規則第8号)の例による。

第6章 財務

(費用弁償)

第13条 委員等が会務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、会則第10条に規定する会議の出席に要する経費については、この限りでない。

- 2 前項において支給される費用弁償の額及びその支給方法については、佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年佐久市条例第41号)の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難いものについては、事務局長が定めるところによることができる。

(予算)

第14条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に生じた事由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第15条 事務局長は、毎会計年度終了後に、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会則第17条の規定により、監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第16条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

- 2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第17条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第18条 設立準備段階における財務事務は、佐久市財務規則(平成17年佐久市規則第39号)等に準じた処理を行うものとする。

- 2 この章に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、佐久市財務規則の例による。

第7章 補則

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年8月27日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事務局長	社会教育部長
事務局次長	社会教育部 スポーツ課長
事務局主任	社会教育部 スポーツ課 国民スポーツ大会準備係長
事務局職員	社会教育部 スポーツ課 国民スポーツ大会準備係職員

別表第2（第8条関係）

事項	事務局長専決事項	事務局次長専決事項
1 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること	重要なもの	軽易なもの
2 会計年度任用職員等の任免に関すること		○
3 会計年度任用職員等の服務に関すること		○
4 職員の事務の分担に関すること		○
5 旅行命令に関すること	委員等	
6 予算の流用に関すること	科目の流用	費目の流用
7 収入調定、支出命令に関すること		○
8 刊行物の発行に関すること	特に重要な刊行物に関すること	刊行物に関すること
9 その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関すること	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関すること

別表第3（第9条関係）

順位	代決者
1	佐久市副市長
2	佐久市教育長

別表第4（第12条関係）

名称	寸法（ミリメートル）	用途
国スポ・全障スポ佐久市準備委員会 会長之印	方 24	会長名をもつてする文書